

都城市議会のハラスメント根絶に関する決議を採択!



9月2日、宮崎県男女共同参画センター所長の「富山 幸子氏」を、講師に迎え、「ハラスメントをどう防ぐか」を考える研修会を実施し、男女共同参画の視点から見る、働きやすく働きがいのある職場環境づくりに取り組むことが、日本の経済成長・社会の活性化には、欠かせないことを学びました。

9月24日の本会議においては、議員提出議案「都城市議会のハラスメント根絶に関する決議」を提出し、“**全会一致**”で採択しました。



都城市議会のハラスメント根絶に関する決議

私たちが都城市議会議員は、市民の負託を受けた代表者として、高い倫理観と責任感を持って議会活動に取り組み、市政の発展及び市民福祉の向上に尽力しなければなりません。

ハラスメントは、人権に及ぼる重大な問題であり、個人の尊厳や人権を不当に傷つけ、精神的な被害をもたらすだけでなく、社会全体の信頼関係を著しく損なう恐れのない行為です。

とりわけ議員の市議員に対するハラスメントは、行政機能の停滞や人材の確保に支障があり、組織の業務遂行を阻害するなど重大な影響を及ぼします。

都城市議会は、全ての人が安心して職に就き、適切な行政運営が行えるよう、議員と市議員との関係のみならず、議員同士、市民との関係など、全ての場におけるハラスメントの防止及び根絶に全力で取り組むこととし、市民に信頼される議会の実現を目指します。下記のとおり決議します。

第1

- 1 議員一人一人がハラスメントについて正しく理解し行動するために必要の研修を継続的に実施します。
- 2 ハラスメントのない、公正で信頼性の高い議会運営、議会活動に努めます。
- 3 「都城市議会ハラスメント根絶条例（仮称）」を策定し、市民からの信頼を築いていきます。

以上、決議する。

令和7年9月24日

宮崎県都城市議会

次号予告 改選前 12月議会 これが最後だ!

「政策提言」の行方は?

議会は「市民」の声をどうとり上げたのか!

シリーズ 議会方向へ!

「ワカモノ特集」 今後の展開

注目! 一般質問 市政を問う

12月定例会における 補正予算の中身は?

しぎかいだより

No.48

(令和8年2月発行予定!)



お問い合わせ
都城市議会
都城市ホームページ

〒885-8555 宮崎県都城市矩城町6街区21号
TEL(0986) 23-7869 FAX(0986) 25-7879
E-mail: gikai@city.miyakonojo.miyazaki.jp
https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/



Facebook
都城市議会



YouTube
都城市議会
公式チャンネル



Instagram
都城市議会
公式アカウント

